

千代田区文化芸術プラン(第三次)
素案

平成27年2月



千代田区

はじめに ～さらなる千代田区の「文化力」の向上を図ります～

千代田区は、江戸時代からの成熟した文化を基礎に、特色ある文化芸術が継承され、多数の有形無形の文化財や歴史的な建物、街並み・景観、史跡が存在しています。また、地域には互いに支え合い尊重し合う人々の知恵が蓄積され、祭りなどの行事が世代を超えて生活に根付いているとともに、特色ある商店街や住宅地、桜の景勝地など、千代田区独自の地域文化が形成されています。

さらに、長く日本の政治・経済・文化の中心としての役割を果たしている千代田区では、国内外との人の行き来が活発で、多くの企業や文化芸術施設、教育機関など、多彩な人的・物的資源が集積した都心特有の文化が形成されています。

このような豊かな環境のもとに、千代田区に息づく伝統を大切に保存し、伝え、新しい文化芸術を創り出し、そして、それらの文化芸術の担い手を育てていくといった視点から、千代田区では、他の自治体に先駆けて、平成 16 年 3 月に「千代田区文化芸術基本条例」を制定し、当条例を基に平成 17 年に策定した「千代田区文化芸術プラン（第一次）」及び平成 22 年策定の「千代田区文化芸術プラン（第二次）」を基に、文化芸術の振興に努めてきました。

この間、東日本大震災を契機に、文化芸術の果たす役割の重要性が改めて認識されるとともに、2020 年（平成 32 年）東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定するなど、文化芸術振興の機運がますます高まっています。

そこで、千代田区では、これまでの計画の考え方を継承しつつ、新たな社会情勢などの環境変化を踏まえた「千代田区文化芸術プラン（第三次）」を策定いたしました。

今後は、当プランに基づき、区民一人ひとりが文化芸術の担い手であることを自覚し、自主的に文化芸術を創造したり、享受できるための環境づくりに向けて、区民とともにさらなる千代田区の文化芸術の振興を図っていきます。

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画期間	3
4. 計画策定の進め方	3
第2章 千代田区の文化芸術を取り巻く環境	4
1. 千代田区の地域特性と文化芸術	4
2. 社会情勢などの環境変化	7
3. 国・東京都の文化政策の動向	9
4. これまでの区の取り組み	12
第3章 基本的方向性	14
1. 基本目標	14
2. 重点目標	15
3. 文化芸術振興の方向性	16
4. 第三次プランに施策構築の視点	17
第4章 施策体系	19
1. 施策体系	19
2. 重点プロジェクト	19
第5章 施策内容	21
保存し伝える	21
創る	30
育てる	41
第6章 計画の推進	49
1. 計画の推進体制	49
2. 計画の進行管理	51
資料編	52

第1章 計画策定にあたって

1. 背景と趣旨

「文化芸術」は、音楽・美術等の「芸術」や、能楽・歌舞伎等の「伝統芸能」をはじめ人々の生活に根づいた祭りや行事等を幅広く含むものです。それは、人々の自由な発想や表現を通じて創造されたものが、人々の心の中に深く息づいたものであり、豊かな人間性を涵養するとともに、楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びを人々にもたらします。

区民¹一人ひとりが日常生活の中で文化芸術を創造し、享受することにより、日々の営みの中に新しい価値が創造され、豊かさがもたらされます。さらに、区民が相互に理解し尊重しあい、一人ひとりの活動が地域の活動につながることで、多様で特色ある地域固有の文化芸術が生み出されます。それが新たな地域の魅力となって人々の感性を刺激し、さらなる創造活動に結びついていきます。

このように、地域固有の文化芸術と結びつきながら、区民の主体的な創造活動が相互に連帯して展開することで活力が生まれ、地域の魅力が一層高まる作用こそが、地域の「文化力」です。

生活の豊かさは、物質的なものから「生きがい」や「ゆとり」などの精神的な側面が重視されるようになってきています。その一方で、現代の社会問題は深刻化の一途をたどっています。人々が互いを尊重しあい認め合う精神的なゆとりをつくる地域の「文化力」が、こうした社会問題を解決するうえで重要な役割を果たし、地域社会における真の「豊かさ」の実現につながっていくと考えます。

千代田区は、このような文化芸術の本質を見据え、区の「文化力」を高めることを通じて、心豊かで活力ある地域社会づくりを推進し、千代田区の未来を拓いていくことを目的として、平成16年3月に「千代田区文化芸術基本条例」を制定しました。

¹ 区民：本プランでは、区に住み、働き、学び、集うすべての人々を区民として捉えます。

従来、文化芸術分野における行政の取り組みは、文化芸術そのものの振興を図るものが中心で、条例に位置づける場合も、いわゆる「振興条例」として制定するのが一般的でした。これに対して、千代田区では、上記のように文化芸術のもたらす「文化力」が地域社会の「豊かさ」につながるものと捉え、文化芸術そのものの振興にとどまらず、区政全般に「文化芸術」を生かすことでまちづくり・政策の質を高めるという理念を重視した「基本条例」として制定しました。このように、まちづくり全般に関わる重要な要素として「文化芸術」を明確に条例に位置づけたのは全国でも先進的であり、多くの自治体に影響を与えました。

千代田区では、本条例に基づき、具体的な行動計画として、平成17年に策定した「千代田区文化芸術プラン」（以下、「第一次プラン」と表記）及び平成22年に、第一次プランの取組み・成果を踏まえて策定した「千代田区文化芸術プラン（第二次）」（以下、「第二次プラン」と表記）を基に、文化芸術振興に取り組んできました。

その後、本区を取り巻く環境は、人口の増加や構成変化、東日本大震災の発生、2020年東京オリンピック・パラリンピック（以下、「東京オリンピック」と表記）の開催決定など、大きく変化しています。また、国の文化政策においても、「文化芸術の振興に関する基本的な方針」の改定や「文化芸術立国中期プラン」が策定され、新たな文化芸術の振興方策が打ち出されました。

そのような状況のなか、平成25年に富士山、平成26年に富岡製糸場と絹産業遺産群が世界文化遺産に登録されました。また、平成25年に和食、平成26年に、「和紙：日本の手漉和紙技術」が無形文化遺産²に登録されるなど、世界的に日本文化への関心が高まってきています。

これらの変化を踏まえて、千代田区では、さらなる千代田区の文化芸術の振興を図るため、「千代田区文化芸術プラン（第三次）」（以下、「第三次プラン」と表記）を策定します。

² 無形文化遺産：ユネスコの事業である世界遺産が建築物などの有形の文化財の保護と継承を目的としているのに対し、民族文化財、フォークロア、口承伝統などの無形のもの（無形文化財）を保護対象とすることを目指したものである。

2. 計画の位置づけ

第三次プランは、千代田区文化芸術基本条例（第6条）に基づく総合的な文化芸術振興を推進するための計画として位置づけます。

第三次プランは、区が区民とともに文化芸術振興施策を立案・実施する際の基本的な理念や方針を示す「基本計画」としての性格をもつとともに、具体的に取り組む施策の内容や進め方を示す性格をあわせもちます。

「文化芸術」は、区民が主役となって推進されるものであることから、区民の視点でめざすべき方向性を位置づけるとともに、広く区民に呼びかけて、区民とともに取り組む計画とします。

3. 計画期間

第三次プランの計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5か年です。なお、計画期間を通じた事業の進捗状況を把握して、文化芸術振興のための施策を総合的かつ計画的に推進します。

4. 計画策定の進め方

千代田区文化芸術基本条例第6条2項に、「前項の計画を策定するときは、あらかじめ区民の意見を反映させる」ことを謳っています。

本計画を策定するにあたって、文化芸術、教育など各分野の学識経験者、関係機関、関係団体などで構成する「千代田区文化芸術プラン（第三次）策定検討会議」を設置し、計画を検討・策定しました。

第2章 千代田区の文化芸術を取り巻く環境

1. 千代田区の地域特性と文化芸術

(1) 江戸文化と千代田区 ～世界を魅了した江戸文化～

千代田区は、江戸開府以来、明治、大正、昭和、平成と400年の長きにわたり常に日本の政治・経済・文化の中心となってきた地です。江戸は、百万都市でありながら、田園都市と呼ばれ、町、田園、庭、人々の心根、立ち振る舞いまでも美しいものでした。また、伝統や慣習にしばられず自由な発想により、浮世絵、歌舞伎、黄表紙、俳諧、落語など多くの分野で、上方の影響から抜け出した江戸独自の世界が生まれました。多種多様な人と物が織り成す日常の豊かさ、エネルギー、それが江戸文化でした。

この豊かさの表われは、当時の人々の心の有り様（ありよう）と深く結びついています。江戸の人たちは、自然とともに、季節の移ろい、時の移ろいなどがあるがままに受入れ、花見、花火、お月見、雪見など四季に応じた楽しみ方をしていました。また、人は一人では生きられないという当たり前のことが人々の共通認識としてありました。「ともに愉しむ心」は、人間だけでなく、物にまで行き渡り、精妙な工芸品や美術品が数多く誕生しました。さらに、江戸の人たちは日常生活の中に無限の愉しみを見出し、狂歌や川柳も生み出されました。

千代田の地は、こうした世界を魅了した江戸文化を創出した地であるのです。

(2) 千代田区における文化芸術の今 ～伝統を今に生かす、都心文化ダイナミズム³～

江戸文化の長い歴史と伝統は、今の千代田区に脈々と受け継がれています。多くの文化財や歴史的な建物、史跡などが残り、また、無形文化財に指定されている人や伝統技術を持った職人などがその知恵を今に伝えています。

祭りや芸能などの伝統文化は、地域で保存され引き継がれてきました。江戸文化における他者との共生を尊ぶ行動哲学は、都心生活を安心・快適に過

³ ダイナミズム：内に秘めたエネルギー・力強さ。ある活力がさらなる活力を生むこと。

ごすための知恵として、全国に先駆けた生活環境条例の施行など、現代の都市住民におけるマナー向上の取り組みにつながっています。また、区の花として親しまれてきた桜は、千代田区が誇る文化資産となり、全国から多くの花見客を引きつけています。

かつて江戸の中心であった千代田区は、現在も日本の首都東京の中心に位置し、国内外から多くの人々が行き来し、商業・業務・宿泊施設が集積するとともに、美術館や劇場、音楽ホール等多くの文化芸術施設や専門学校、大学等の教育機関が集積しています。こうした多くの人々の交流や豊富な文化芸術施設を生かして、さまざまな文化芸術イベントが開催されています。

区内の各地域を見ると、古書店街、電気街、学生街など、地色のあるまちが形成されてきました。これらの地域では、時とともに、さらに文化を熟成させながら新たな文化を創出しています。

電気街の秋葉原は、アニメ等のポップカルチャー⁴の発信地として世界から注目を集める一方で、都市再開発により秋葉原駅を中心に多くの複合ビルが建設され、多様な年齢・客層が集う街に変遷しています。

都心エリアでは、大手町・丸の内・有楽町のビル街を生かした「アートアワードトーキョー丸の内」などの文化芸術イベント等が開催されています。また、丸の内の再開発に伴って、新たに明治時代の赤レンガ建築を復元した企業美術館も開設されました。さらに、「赤レンガ駅舎」の名で国民に親しまれてきた重要文化財の東京駅丸の内駅舎の保存復元工事が平成24年に完成し、様々な情報文化発信機能も整備され、新たな文化施設として注目を集めています。

神田地区では、開発に伴う一時的な未利用地を活用したアートプロジェクト「TRANS ARTS TOKYO」が平成24年から開始され、気球飛行や音楽ライブ、巨大アート作品展示といった、多種多様な文化イベントが開催され、新たな文化スポットとなっています。また、平成25年には、近代建造物であるレンガ造りの高架橋（旧万世橋駅）を活用した商業施設の「mAacute（マーチエキュート）神田万世橋」がオープンしました。

楽器店が集積しているお茶の水地区では、平成23年から千代田音楽連合会が「お茶の水熱烈楽器祭」を開催しており、「千代田の秋まつり」では、「神

⁴ ポップカルチャー：ハイカルチャー（文学、美術など）に対して、一般大衆が広く愛好する文化のこと。マンガ、アニメ、ゲーム、ライトノベル、ポピュラー音楽、テレビ、映画などが含まれるが、特に日本では、若者に人気があるマンガ、アニメ、ゲーム等を指して表現されることが多い。

田古本まつり」や「神田スポーツ祭り」と連携し、広域展開が図られています。

こうした取り組みが、新たな要素を次々と取り込みながらスピーディに展開されており、それが多くの人々を惹きつけ、新たな文化的な刺激を生むことにつながっています。こうした都心ならではの文化芸術のダイナミズムが持続的に発生・発展していく機能を有しているのが、千代田区の文化芸術における大きな特徴となっています。

2. 社会情勢などの環境変化

(1) 文化芸術振興における新たな担い手の増加

文化芸術は、人間の想像力や創造性など、精神活動に密接に結び付いたもので、人々の自発性と自主性が尊重されなければなりません。千代田区には、活発にメセナ活動⁵に取り組む企業や民間の博物館や美術館、NPO・NGOを含む多様な文化芸術団体、個人等が活発に文化芸術に関わる活動を展開しています。

また、日比谷図書文化館を運営する指定管理者⁶やアーツ千代田 3331 を運営する民間団体がそれぞれ民間の専門的ノウハウを活用した多種多様な取組みを推進しており、区の文化芸術の振興に貢献しています。

このような自発的に活動を推進する企業、団体、個人が、「新しい公共⁷」の担い手となり、文化芸術の振興に向けた積極的な活動を一層推進していくことが期待されます。

(2) 東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて

2020年に東京オリンピックの開催が決定し、千代田区には競技会場が設置される予定になっています。

オリンピック憲章ではオリンピズムの根本原則として、スポーツと文化と教育の融合を謳っており、複数の文化イベントからなる「文化プログラム」の実施が定められています。2012年に開催されたロンドンオリンピック・パラリンピックでは、2008年から「カルチュラル・オリンピアード」と題した「文化プログラム」が全国規模で開催されました。千代田区でも、開催年に向けて取り組む施策として、「千代田区オリンピック・パラリンピック推進プロジェクト」の策定を進めているところです。

⁵ メセナ活動：企業が文化・芸術活動に対し後援・資金支援を行うこと。

⁶ 指定管理者：地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる（行政処分であり委託ではない）制度である。

⁷ 新しい公共：公共サービスを市民自身やNPOが主体となり提供する社会、現象、または考え方。

東京オリンピックの開催により、千代田区への国内外からの関心が高まり、来街者が増加することが予測されます。開催都市である東京の江戸文化を継承する千代田区は、東京オリンピックの開催を契機に、千代田区の持つ歴史・文化・魅力を区民とともに高め、世界に向けて千代田区、さらに日本の文化の情報発信や文化交流を図っていくことが重要となっています。

3) ICT技術⁸の飛躍的な発展

近年の急速な情報通信技術の発展により、国内にとどまらず国境を越えて、広域的かつスピーディに、しかも多様で詳細な情報の受発信の環境は飛躍的に向上しています。それに伴い、ICT技術を活用した様々な情報通信サービスも充実してきています。インターネットやスマートフォン、タブレットが普及し、ソーシャルネットワークサービスの活用などが我々の生活や活動にも浸透し、個人から世界に向けた情報交流も取り組めるようになりました。

文化芸術の振興においても、これらの情報通信技術やサービスを活用し、国内外への情報交流や、多様な文化圏の人々との対話の活性化が期待されます。

⁸ ICT:情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称

3. 国・東京都の文化政策の動向

(1) 国の文化政策の動向

国は、平成13年12月に「文化芸術振興基本法」を制定し、平成14年12月に、同法に基づいた「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第一次基本方針）」、平成19年2月に、「第二次基本方針」を策定し、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図ってきました。

平成23年2月に、「第三次基本方針」を策定し、文化芸術振興に当たっての基本的視点として、文化芸術を成熟社会における成長の源泉と捉え、教育、福祉、まちづくり、観光・産業等への波及効果を視野に入れた文化芸術振興を、社会を挙げて取り組んでいくことを示しました。

さらに、平成24年6月に「劇場、音楽堂の活性化に関する法律」、平成25年3月に、同法に基づいた「劇場、音楽堂の活性化のための取組に関する指針」を制定しました。

平成24年9月には、「古典の日に関する法律」を制定し、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場において、国民が古典に親しむことができるよう、古典に関する学習及び古典を活用した教育の機会の整備、その他の必要な施策を講ずるよう努めることを規定しています。

平成26年3月に、「文化芸術立国中期プラン」（平成27年度～平成32年度）を策定し、2020年東京オリンピックに合わせ、東京をはじめ全国の自治体や多くの芸術家の関係者とともに、日本の伝統や地域の文化芸術活動の特性を生かした文化プログラムを提供するため、2020年までには、日本各地の文化力の基盤を計画的に強化する方針を打ち出しています。

(2) 国の関連施策の動向

①クール・ジャパン戦略の推進

経済産業省では、平成22年に、クール・ジャパン室を創設し、コンテンツ産業や伝統文化などを海外に売り込む「クール・ジャパン戦略」を策定しました。当戦略を基に、日本のポップカルチャー方面を中心に文化産業の海外展開支援、輸出の拡大や人材育成、知的財産の保護などを図る官民一体の事業を展開しています。

②観光政策の動向

平成19年1月に、施行された観光立国推進基本法の規定に基づき、平成24年3月に、観光立国の実現に関する基本的な計画として新たな「観光立国推進基本計画」が閣議決定されました。主な施策として、「国内外から選好される魅力ある観光地域づくり（観光地域のブランド化・複数地域間の広域連携等）」、「オールジャパンによる訪日プロモーションの実施」「国際会議等のMICE⁹分野の国際競争力強化」が位置づけられています。

③「国家戦略特別区域」の指定

千代田区は、平成26年5月に閣議決定された「国家戦略特別区域」の対象区域の一地域として指定を受けました。世界で一番ビジネスのしやすい環境整備により、国際競争力のある新事業創出を図ることを目的としており、事業に関する基本項目として、まちなかの賑わいの創出、歴史的建築物の活用等が盛り込まれています。

④「上野の杜 芸術文化都市構想」及び「東京文化資源区構想」の検討

文化庁や東京芸術大学が中心となって、21世紀の「文化立国日本」を世界に発信するため、日本有数の文化資源の宝庫である「上野の杜」の潜在能力を強化しようとする「上野の杜 芸術文化都市構想」の検討が進められています。さらに、有識者らによって、上野だけでなく、谷根千・本郷・秋葉原・神保町に至る地区を「東京文化資源区」として捉え、その文化資源を活用・連携・再創造していこうとする検討も進められています。

（3）東京都の動向

①文化政策の動向

東京都は、昭和58年に10月に「東京都文化振興条例」を制定しました。その後、国の「文化芸術振興基本法」等の文化政策の流れを受けて、平成18年に「東京都文化振興指針」を策定し、「創造的な文化を生み出す都市・東京」の実現に向けて、文化芸術振興に取り組んでいます。

⁹ MICE：Meeting（会議・研修・セミナー）、Incentive tour（報奨・招待旅行）、ConventionまたはConference（大会・学会・国際会議）、Exhibition（展示会）の頭文字をとった造語で、ビジネストラベルの一形態を指す。

②東京都長期ビジョンの策定

東京都は、平成26年12月に「世界一の都市・東京」の実現を目指した「東京都長期ビジョン」（3年計画）を策定しました。「史上最高のオリンピック・パラリンピックの実現」及び「課題を解決し、将来にわたる東京の持続的発展の実現」を基本目標とし、8つの都市戦略と25の政策指針を設定しています。

政策指針の一つである「芸術文化都市を創造し、日本文化の魅力を世界に発信」では、主な政策展開として、「身近に芸術文化に親しめる環境の整備」「あらゆる人々の創造的な芸術文化活動を支援」「史上最高の文化プログラムの展開」が設定されています。また、政策指針の「“おもてなしの心”で世界中から訪れる人々を歓迎する都市の実現」では、「戦略的なプロモーション」「MICE誘致の強化」「地域資源を活用した東京の魅力の発信」等が主な政策展開に含まれています。

③観光政策の動向

東京都の観光振興に向けて、東京都では平成25年5月に「東京都観光産業振興プラン」を29年度までの5年間の取組指針として策定しました。

洗練された東京の魅力を磨き上げ、強いブランド力を築くことにより、「観光ブランド都市・東京」「何度訪れても楽しめる東京」を実現し、5年後には年間1,000万人の外国人旅行者の誘致を目指し、以下の5つの戦略を設定しています。

- 戦略1：外国人旅行者誘致の新たな展開
- 戦略2：MICE誘致の推進
- 戦略3：魅力を高める観光資源の開発
- 戦略4：受入環境の充実
- 戦略5：人材の育成・活用

4. これまでの区取り組み

(1) 教育と文化のまちづくり、新たな都市文化の発信

千代田区は、皇居（江戸城）を囲む地理的な特性もあり、歴史と文化のまちとして国内外に広く知られてきました。また、千代田区は、近代日本の教育発祥の地でもあります。千代田のまちを支えてきた歴史や文化、教育は、常に区民の誇りであり、区の魅力として内外に多くの千代田を愛する人々を生み出してきました。

昭和59年3月15日、千代田区は、区の誇る教育と文化を魅力あるまちづくりの拠り所とした「教育と文化のまち千代田区宣言」を行いました。この宣言には、当時進行しつつあった都心の空洞化に歯止めをかけ、文化の香り高いまちづくりを進めていくという区の強い思いが込められています。

平成14年3月に策定された「千代田区第三次長期総合計画」では、その将来像を「都心の魅力にあふれ、文化と伝統が息づくまち千代田」としています。施策のみちすじのひとつに「心豊かに学び、文化を創り出すまち」を掲げ、平成14年～15年の2カ年にわたる江戸開府400年記念事業をはじめとして、取り組みを進めました。

(2) 基本条例の制定～文化芸術振興による豊かさ実現に向けた決意の表明

これらの取り組みを更に発展させ、千代田区の文化芸術を振興していくために、平成15年11月の「千代田区文化芸術振興施策に関する懇談会」の提言を受けて、平成16年3月に「千代田区文化芸術基本条例」を制定しました。この基本条例は、千代田区が将来にわたって文化芸術の振興を通じて区民の豊かな生活を実現し、優しさのあふれる美しいまちを創るために施策を確実に推進する決意を内外に表明しています。

(3) 文化芸術プランの策定・推進

本条例に基づき、千代田区における文化芸術振興施策を具体的に推進するための計画として、平成17年に「千代田区文化芸術プラン」を策定し、平成21年までの5年間の計画期間にわたり、各種事業を積極的に推進してきました。

「保存し伝える」というテーマでは、千代田区の文化芸術に関する情報を一元的に収集・発信するウェブサイトの構築や「町名由来板」の設置、「さくらまつり」の開催など、区に集積するさまざまな伝統文化や芸術・芸能、街の歴史を将来にわたって保存し、次代に伝えていく事業を推進しました。

「創る」というテーマでは、「文化芸術の秋フェスティバル」や「江戸天下祭」などのイベントの開催、「文化芸術カレンダー」の発行など、千代田区ならではの新たな文化芸術を創造・発信する事業を推進しました。

「育てる」というテーマでは、プロのアーティストを学校に派遣する「アーティスト・イン・スクール」や江戸の美しい行動哲学を学ぶ「千代田江戸しぐさ講座」の実施、「ちよだ文学賞」の創設など、文化芸術の担い手を育成・支援する事業を推進してきました。

平成22年に、第一次プランの取り組み・成果の検証を踏まえて、第二次プランを策定し、さらなる千代田区の文化芸術の振興を推進してきました。

第二次プランでは、第一次プランで成果を挙げた事業を継続して実施するとともに、「ちよだ文化遺産」及び「ちよだアートスクエア」は重点プロジェクトとして位置づけて、事業を推進してきました。

「ちよだ文化遺産」では、旧都立日比谷図書館の歴史と伝統を継承しつつ、「図書館機能」に加えて「ミュージアム機能」「文化活動・交流機能」「アカデミー機能」を融合させた複合文化施設「日比谷図書文化館」がオープンし、図書館サービスとともに、区の歴史や文化情報の展示や関連講座やイベント等を多数開催し、区民はもとより多くの方に利用されています。

また、もう一つの重点プロジェクトである「ちよだアートスクエア（アーツ千代田3331）」も開設され、無審査で出品できる展覧会「千代田芸術祭」などのアートの展覧会の開催や、アーティストと区民の交流やアーティストの育成、ワークショップ¹⁰など多種多様な取り組みを実施し、「日比谷図書文化館」とともに、千代田区の文化芸術の拠点としての役割を果たしています。

¹⁰ ワークショップ：意見や技術の交換・紹介を行う研究会。

第3章 基本的方向性

1. 基本目標

本計画では、「千代田区文化芸術基本条例」の基本理念（第2条）に基づいて、次の2つのまちづくりの目標を掲げます。

心豊かな日常生活が送れる美しいまちの実現

すべての人々の文化芸術を創造し、享受する権利を尊重するとともに、美しさを追求し、自立・自己責任、他者への気遣いやマナーを大切にした文化を今に生かし、品格ある質の高い文化的・芸術的生活を日常的に送ることのできるまちの実現を図ります。

文化芸術のエネルギーがあふれるまちの実現

区に住み、働き、学び、集うすべての人々を区民と位置づけ、区民一人ひとりの自主的かつ創造的な活動の輪がつながり、文化芸術のエネルギーを次々と生み出す、文化的・芸術的な香りのあふれるまちの実現を図ります。

2. 重点目標

「千代田区文化芸術基本条例」の重点目標（第7条）として、3つの柱を設定します。

保存し伝える

～千代田区の歴史・文化を保存・継承する～

区に集積するさまざまな伝統文化や芸術・芸能、街の歴史を将来にわたって保存し、次代に伝えていくことによって、誇りと愛着を持てる区の継承を図ります。

創　　る

～千代田区ならではの新たな文化芸術を創造する～

地域ごとの個性を生かし、人々の交流を活発にすることによって地域における文化芸術活動の展開を促進するとともに、国内外の文化芸術を吸収し、全国そして世界に向けて発信する新たな区の文化芸術を創造します。

また、品格ある文化を発展させていく視点で、誰にでも優しく美しいまちを創ります。

育　　て　　る

～文化芸術の担い手を育成、支援する～

将来の文化芸術を担う子どもたちを育てるとともに、文化芸術を鑑賞し、楽しむ人々の裾野を広げることにより、幅広い文化芸術の担い手を育成します。また、地域ぐるみで担い手の育成に取り組むよう、地域の活力の向上を図ります。

3. 文化芸術振興の方向性

文化芸術振興の具体的な施策を進めていくに当たって、以下の方向性をもとに、進めていきます。

①地域性・文化芸術資源の活用

千代田区特有の地域性や豊富な文化芸術資源を生かし、千代田区ならではの文化芸術振興を進めます。

江戸からつながる「千代田の記憶」「場所の記憶」や、企業人や学生等の昼間区民なども含めて、幅広い視点で千代田の文化芸術資源を掘り起こします。さらに、それらの文化芸術資源を、「千代田のブランド力」を高める方向で磨き上げます。千代田区全体を一つの博物館・美術館と捉える「エコ・ミュージゼ¹¹」の考え方も取り入れながら、観光政策や産業政策など、千代田区のまちづくりに文化芸術を積極的に活用していきます。

②区民の感性・主体性・創造性の尊重

文化芸術の担い手である区民が文化芸術を創造し、享受する権利を尊重し、区民による主体性・創造性が発揮される環境整備を進めます。

特に、区民が気軽に文化芸術に触れる機会を増やしたり、アーティストを含めた区民が文化芸術活動を行う「場」の提供を一層充実させるとともに、区民へのPR・広報を強化し、これまで文化芸術に縁遠かった区民にも参加の輪を広げていきます。

③住み、働き、学び、集う人々の活動・交流

企業や大学等に通う昼間区民をはじめ、千代田区を訪れる人々を巻き込み、多くの区民が関与することによって、人々の交流が文化芸術のさらなる豊かさをもたらす文化芸術振興を進めます。

千代田区では、地区・地域や企業、大学などでも、文化芸術に関するさまざまなイベントや事業が取り組まれています。こうした民間との連携を深め、

¹¹ エコ・ミュージゼ：まち全体を博物館・美術館に見立て、地域住民が深く関わりながら、地域の歴史、文化、自然、風土などの遺産を掘り起こし、保存活用して地域振興につなげる取り組みのこと。フランスを発祥とし、全世界に広がりつつある。

それらの取り組みの効果・範囲を拡大するような側面支援・盛り上げ役を、行政が果たしていくことも重要です。

4. 第三次プランに施策構築の視点

第三次プランでは、以下の3つの視点を設定し、さらなる千代田区の「文化力」の向上を図ります。

(1) 計画的・継続的事業の展開

千代田区では、平成17年度から10年をかけて、第一次プラン及び第二次プランを着実に推進してきました。その結果、継続的に取り組んできた事業の参加者の増加など、区民の関心や参加意識も高まっています。

また、平成17年に設立された「千代田ミュージアム連絡会」など、文化芸術に関わる機関・団体等のネットワークづくりも進んできました。さらに、「日比谷図書文化館」や「ちよだアーツスクエア（アーツ千代田3331）」は開設以降、様々な事業を推進し、千代田区の文化芸術の拠点としての機能を担っています。

これらの成果を踏まえて、成果を挙げてきた事業を継続しながら、今後の社会背景等の諸条件を考慮して、事業構成の見直しと、各事業のブラッシュアップ¹²を図っていきます。

(2) 東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機とした 情報発信の促進

前述の通り、東京オリンピックの開催に向けて、さらに国内外への情報発信が重要になることが予測されます。単なる情報発信に留まらず、文化と親和性の高いシティプロモーションの戦略的推進や、文化的交流・情報発信を進めていくことが重要となっています。また、来街者の増加が予測されるなか、来街時に、千代田区の文化や江戸文化、さらに日本文化に触れ、学んで

¹² ブラッシュアップ：磨きあげること。

もらうための取組みや、観光との連携、標識などの多言語化など来街者を迎えるためのまちの整備が必要です。

特に、情報の受発信の推進においては、急速に普及したスマートフォンやタブレット、ソーシャルネットワーク等や国内外にネットワークを構築している情報通信関連サービスの企業等との連携・活用も考慮し、情報を求めている人に的確に求められている情報を提供できる情報発信のあり方を追求していきます。

また、東京オリンピック開催を機に実施する文化プログラムをはじめとしたさまざまな取組のレガシー¹³を次世代に承継し、さらなる文化芸術都市としての展開を図っていきます。

(3) 文化芸術に関わる人材の育成

人材育成は次の3つの方向性のもとに進めていきます。文化芸術を誰もが身近に触れ体験できるための環境づくりには、文化芸術活動やその施設の運営を支える人材が不可欠であることから、第三次プランでは、新たに文化芸術活動を支える人材育成を施策に位置付けました。

- ①次世代を担う青少年の育成を図っていきます。学校教育との連携を図りながら、文化芸術による創造力・想像力の向上と文化・芸術の担い手としての人材育成を推進します。
- ②文化芸術を創出する芸術家等の育成を図っていきます。千代田区の情報発信力や都市機能を活用し、芸術家や伝統芸能・伝統工芸の後継者の様々な活動支援を推進していきます。
- ③文化芸術を誰もが身近に触れ体験できるための環境整備に向けて、文化芸術活動を支える人材の育成や活動環境の整備を図っていきます。文化芸術活動や施設の事業や運営を支える専門人材（アートマネジメント人材、ファシリテーター¹⁴等）や文化芸術ガイド・ボランティア等の育成、活動の場や相互交流の場づくりを推進します。

¹³ レガシー：遺産、先人の遺物。

¹⁴ ファシリテーター：会議やミーティングなど複数の人が集う場において、議事進行を務める人のこと。中立な立場を守り、参加者の心の動きや状況を見ながら、プログラムを進行していく人。段取り・進行・プログラムを鑑みながら、問題の解決や合意の形成に導く役割をする人。

第4章 施策体系

1. 施策体系

第三次プランでは、千代田区文化芸術基本条例に位置付けられた「保存し伝える」「創る」「育てる」の3つの重点目標を設定します。次に、目標を実現するための振興策をより明確にするため、第二次プランにはなかった、施策項目を設定し、取り組むべく7つの施策を設定します。各施策別に具体的取組みとして、プロジェクトを設定し、プロジェクトごとに主な取組みを例示しています。今後、5年間の社会情勢や各事業の進捗状況、成果などの評価を踏まえて、主な取組みの事業内容を検討していきます。

2. 重点プロジェクト

第三次プランでは、以下の3つのプロジェクトを重点に取り組むものとして設定します。

- ★「知恵のある暮らしの伝承」
- ★「ちよだの魅力発信」
- ★「文化芸術を支える人材の育成」

第三次プラン施策体系

重点目標	施策	プロジェクト	主な取組み
保存し伝える	1 歴史・文化の再発見と伝承	(1) ひと・まちの再発見	1 街並み等の記録写真の活用
			2 千代田の観光写真コンクール
		(2) ★ 知恵のある暮らしの伝承	3 ちよだ江戸しぐさの伝承
			4 食文化の伝承
	2 ちよだの文化資産の継承・発展	(3) ちよだ文化遺産の活用	5 文化ミュージアム(日比谷図書文化館)
			6 文化遺産を活用した観光事業の推進
			7 文化財の保存・活用
		(4) 歴史的な景観の保存・継承	8 景観まちづくり重要物件の指定
			9 国史跡「江戸城外堀跡」の整備・活用
		(5) さくらプロジェクトの推進	10 さくらまつり
			11 区の花さくら再生事業
創る	3 文化芸術が身近に親しめるまちづくり	(6) 街まるごとミュージアムの推進	12 ちよだアートスクエア事業
			13 区有施設や公開空地を利用したアートのある空間の創出
			14 まちかどアートの推進
			15 昼休みコンサートの推進
		(7) 文化芸術イベントタウンの推進	16 ポップカルチャーによる地域の活性化
			17 民間との連携による国際的文化芸術イベント
			18 文化芸術の秋フェスティバル
			19 ちよだシーズンコンサート
	(8) 豊かな文化芸術に触れ・学ぶ機会の充実	20 文化芸術鑑賞事業	
		21 アーティスト・イン・レジデンス	
		22 区内の大学、専修学校・各種学校との連携協力(千代田学)	
	4 国内外への情報発信と交流	(9) 文化的交流・連携の促進	23 地域が主体的に取り組むイベント支援
			24 国際交流イベント
			25 地方との連携の推進
			26 千代田区ミュージアム連絡会における交流・連携の推進
27 文化資源の見える化の推進			
(10) ★ ちよだの魅力発信		28 伝統文化の発信	
		29 外国人等の観光客への情報発信の充実	
		30 シティプロモーションの推進	
		31 MICEの誘致に向けたユニークベニューの利用促進PR	
育てる	5 次世代を担う子ども・若者の創造力育成	(11) 文化芸術の体験・学習機会の充実	32 アーティスト・イン・スクール
			33 伝統文化を理解する教育
		(12) 豊かな感性・創造力の涵養	34 国語教育・読書活動の推進
			35 子どもの環境教育の推進
			36 ちよだアートスクエア事業(再掲)
	6 文化芸術を創出する人材の発掘と育成	(13) 文化芸術を創出する人材の発掘と育成	37 障害者アート支援事業
			38 ちよだ文学賞
			39 (仮称)生涯学習大学
	7 文化芸術を支える人材の育成	(14) ★ 文化芸術を支える人材の育成	40 ボランティアの養成

第5章 施策内容

保存し伝える

～千代田区の歴史・文化を保存・継承する～

区に集積するさまざまな伝統文化や芸術・芸能、街の歴史を将来にわたって保存し、次代に伝えていくことによって、誇りと愛着を持てる区の継承を図ります。

1 歴史・文化の再発見と伝承

区内に住む人々の歴史や経験そのものが、区の貴重な財産です。それらの人やまちの記憶を大切にし、次代に伝えていく活動を広げることで、区民がまちや伝承してきた生活の魅力を再発見し、まちに愛着を感じ、こころ豊かな生活を送ることにつなげていきます。

プロジェクト1 ひと・まちの再発見

千代田区では、江戸時代からの成熟した町民文化を基礎に、地区ごとに祭りや芸能、職人の技など特色ある伝統文化が人から人に継承されています。また、神田囃子などの伝統芸能については、町会や小中学校等で継承の活動が行われています。身近なお年寄りから昔の話を聞いて物語を作るといった取り組みをする学校もあります。

また、千代田区の土地にも長い歴史が積み重なり、地名などにその記憶や面影が残っています。

こうした区に住む人々の歴史や経験、まちの記憶などを掘り起こし、記録し伝えていくことが大切です。そのために、人々の記憶や昔の写真などを活用し、区民による草の根の伝承活動を支援するとともに、それらの情報を積極的に発信していきます。

主な取組み

1. 街並み等の記録写真の活用 《政策経営部、区民生活部》

区が保管してきた記録写真の展示・デジタル化により、過去から現在に至る区内の町並み・風景や区民の暮らし・活動の移り変わりを伝え、後世に残していきます。また、区民に記録写真等の提供を呼びかけ、学校教育の場やイベント、展示等で活用していきます。今後、継続的に保存し、多様な活用を図っていくため、収集したデータのアーカイブ¹⁵化やオープンデータ¹⁶化を推進します。

2. 千代田の観光写真コンクール 《区民生活部》

四季折々の風景やさまざまな行事・祭りなど、千代田区の観光に資する風景やイベントなどの写真を募集し、千代田区の魅力をアピールします。

¹⁵ アーカイブ：記録や資料などをひとまとめにして保存すること、そのようにしてまとめられた資料群のこと。

¹⁶ オープンデータ：インターネットを通じて機械判読可能（コンピュータによる処理、加工、編集等が可能）な形で公開し、営利・非営利を問わず、原則として自由な利用・二次利用を可能にすること。

プロジェクト2 知恵のある暮らしの伝承 重点プロジェクト

江戸時代は、日本文化が大きく花開き、生活においても日本独自の洗練された美意識や生活様式が形成されました。

江戸時代の生活文化には、雨の日は狭い裏路地などでは互いの傘を外側に傾け、濡れないようにすれ違うなどの他人を思いやる習慣や、環境にやさしい循環型社会の知恵など、学ぶべきものが多数含まれています。

日本人の伝統的な食文化「和食」が平成25年にユネスコの無形文化遺産に登録されましたが、特に食文化には、自然の美しさや四季の移ろいを料理に反映し、地域でとれる素材を大切に、素材の味わいを活かす調理方法や道具を発達させるなど、日本人の生活に対する美意識、知恵が凝縮されています。

このような日本独自の生活の知恵は、普段意識される機会が少ないですが、その背景には日本人の生き方や哲学があり、日本の文化として伝承していくことが重要です。これらの生活の知恵の意味を再確認し、次世代に知恵をつないでいきます。

主な取組み

3. ちよだ江戸しぐさ¹⁷の伝承

《政策経営部、区民生活部、環境安全部、子ども・教育部》

自然や環境の大切さを意識したり、他人を思いやる美しい行動哲学や日本人が大切にしてきた日常生活のマナー、生活の知恵を学習する講座や体験イベントを開催します。また、高齢者が昔遊びを教える取組みなどを通じて、子どもたちにも伝えていきます。

[関連事業]

- ・ 地球市民講座
- ・ 夏の平和イベント（核廃絶）、春の平和イベント（東京大空襲）
- ・ 8月は、打ち水月間、8月1日は、一斉打ち水の日
- ・ 江戸文化をテーマにした教養講座
- ・ 昔あそびの伝承

¹⁷ 江戸しぐさ：江戸町人の行動に由来すると主張し、普及を促進している行動哲学。

4. 食文化の伝承 <<区民生活部、保健福祉部>>

日本人の健康的で、自然と共生した食文化を区民が再認識するとともに、昔の料理法と現代の食材が織りなす「伝統の味」の再現や、日本の食に関する講座やイベントの開催、国内外に向けた情報発信を支援します。子どもを対象とした、そばうち体験などの食育と連携した取組みも進めていきます。

[関連事業]

- ・文化、教育の視点から“食”をテーマにした講座やイベントの実施
- ・食育出前講座
- ・そばうち体験

2 ちよだの文化資産の継承・発展

歴史的な建物や街並みなどを含めて、有形・無形の文化財を区の貴重な財産として保存するとともに、文化財に親しめる機会を作るなどその活用を促進することで、千代田の文化遺産を多くの人々に紹介します。

プロジェクト3 ちよだ文化遺産の活用

千代田区には、歴史的な建物や史跡など多くの文化財があります。今でも建物や道路の下には、江戸城の石垣や江戸時代の屋敷跡が眠り、大手町、丸の内、有楽町には、東京駅、日本工業倶楽部、明治生命館など日本の近代化を象徴する歴史的な建築物があります。

また、区の外周を形どる江戸城外堀跡は、近世から現代に至る首都東京の変遷を物語る歴史・文化空間であり、水辺から見る景観を含めて重要な文化芸術資源であるとともに、都心の貴重な緑と水辺の空間となっています。

遺跡から発掘された遺物や、区民から寄贈された文化財など、これまで収集・収蔵してきた有形文化財のほか、無形文化財も含め、単に保存・復元・保管するだけでなく、展示などにより広く周知・広報を図るとともにデータベース化して情報発信することを通じて、観光や生涯学習などの目的での積極的な活用を行っていきます。

主な取組み

5. 文化ミュージアム（日比谷図書文化館）《区民生活部》

区内の博物館・美術館など多種多様な文化資源のネットワークセンターとしての情報発信拠点であるとともに、豊富な江戸の歴史と文化を学ぶ場として、さまざまな展示や講座・講演会を行います。また、オリンピック開催に向けて、区立図書館内においてオリンピック関連の蔵書展示や講座・講演会も開催していきます。

6. 文化遺産を活用した観光事業の推進 《区民生活部》

旧江戸城である皇居東御苑を多くの方に楽しんでいただけるよう、江戸城ウォークを実施します。また、千代田区の豊富な文化資源を巡る観光コースやまち歩きコースを創出し、案内板やガイドマップ、ウェブサイトを通じて周知を図っていきます。

[関連事業]

- ・ 東京文化財ウィーク関連事業「文化財巡り」
- ・ 江戸城ウォーク
- ・ 観光コースの創出

7. 文化財の保存・活用 《区民生活部》

学校や公共施設への文化財の展示のほか、再開発の機を捉えて事業者の協力により埋蔵遺跡等の復元公開を図るなど、「街全体がミュージアム」ともいえる千代田区の魅力の向上を図っていきます。さらに、文化財のデジタル化や、民俗芸能や工芸技術、人間国宝等も含めた区内の文化財指定・登録物件等の情報発信を推進します。

プロジェクト4 歴史的な景観の保存・継承

千代田区は、歴史的に継承されてきた象徴的な空間や国際都市にふさわしい風格ある都市としての景観を有しています。江戸城外堀跡をはじめ、その後の明治時代からは、首都の中心地として著名な建築家による当時の最先端の建築様式を表した建築物や日本の歴史と深く関わった建造物や往時の社会や生活文化、街並みがうかがえる景観が多数残っています。これらのまちとしての文化芸術性を高める景観を保存・継承していきます。

主な取組み

8. 景観まちづくり重要物件の指定 《まちづくり推進部》

景観まちづくり条例に基づき、景観まちづくりにおいて重要である建築物等を景観まちづくり重要物件として指定し、保存等のための技術的支援や工事費の助成を行います。

9. 国史跡「江戸城外堀跡」の整備・活用 《区民生活部》

近世日本最大の城郭である江戸城外堀跡について、そのスケールを体感できるとともに水辺・緑の景観を保存・継承するための整備・活用計画の具体化を、区民や関係者等の理解を得ながら進めていきます。

プロジェクト5 さくらプロジェクトの推進

多くの人々に親しまれ、区民の生活にとけこんできた桜は、千代田区を代表する自然であり文化資産です。毎年、桜の開花時期には、全国から多くの花見客が千代田区を訪れます。千代田区は、この大切な文化資産を守り、次世代に継承していくため、区の花・桜を保全し、活用することにより、将来にわたって千代田の桜の魅力をアピールしていきます。

主な取組み

10. さくらまつり 《区民生活部》

桜の開花時期にあわせて、靖国神社、神田神社の両境内及び千鳥ヶ淵緑道を中心に、区民や関係各団体と連携・協力して、さくらまつりを開催します。千鳥ヶ淵では、LED照明を使用して、省電力・低CO₂の環境配慮型のさくらのライトアップを行います。また花見客の区内における回遊性を創出するため、無料シャトルバスを運行するほか、お花見スポットやイベント情報と合わせ、区内の飲食店などの情報を掲載した公式ガイドマップを配布します。

11. 区の花さくら再生事業 《まちづくり推進部》

区内約3,000本の桜の再生・更新を進め、さくらに対する感性を次世代の子どもたちに引き継ぎ、育てていくため、さくら基金の有効活用を図り、樹勢調査などを行うさくら教室を始めとするサポーター活動を展開していきます。

創 る

～千代田区ならではの新たな文化芸術を創造する～

地域ごとの個性を生かし、人々の交流を活発にすることによって地域における文化芸術活動の展開を促進するとともに、国内外の文化芸術を吸収し、全国そして世界に向けて発信する新たな区の文化芸術を創造します。

また、品格ある文化を発展させていく視点で、誰にでも優しく美しいまちを創ります。

3 文化・芸術が身近に親しめるまちづくり

千代田区には、博物館や美術館、劇場、音楽ホールなど多くの文化芸術施設や専門学校、大学等の教育機関が集積しています。また、多くの企業が立地しており、メセナ活動（文化芸術活動支援）に取り組む企業による、多くの文化芸術活動もみられます。

各地域には、神保町周辺の古書店街や秋葉原のポップカルチャー拠点など、文化芸術とかがわりのある、特色あるまちが形成されています。

区民も来街者もまちを歩けば、音楽が聞こえてきたり、芸術作品が視界に入ってくるといった、自然に文化芸術と触れられるまちを目指して、千代田区は、区民が芸術文化を鑑賞しやすい環境づくりを行います。

プロジェクト6 街まるごとミュージアムの推進

区民が、街のいたるところで、文化芸術との出会いや、ふれあいができるまちづくりを目指します。区有施設や公開空地などを工夫して、区民が多くの文化芸術作品や、ゆとりある空間を楽しめるようにします。

千代田区の文化芸術拠点である「ちよだアートスクエア（アーツ千代田3331）」は区民や来街者が気軽に立ち寄り、文化芸術に触れ、交流できる場を提供します。

また、各地区においては、公共施設や企業や大学の敷地などに、人々が利用できる公共的な空間が点在しています。千代田区は、こうした公共的な空間を芸術家等が活動したり、芸術家と区民が交流したりする場所として活用します。同時に、企業や大学等に対しても、オープンスペース等をこうした用途に活用することを働きかけることにより、区民が文化芸術に触れられる空間を街中に創出します。

主な取組み

12. ちよだアートスクエア事業 《区民生活部》

様々な分野のアートの展覧会やイベント等を開催し、区民が文化芸術に触れる機会を提供すると共に、区民や地域との交流を深め、活動・発表の場を提供する文化芸術の拠点としての役割を充実していきます。また、様々な文化芸術を国内外に広く情報発信し、芸術活動の担い手を育成する活動も推進していきます。

[関連事業]

- ・アート展覧会・コンクール事業
- ・アート交流事業

13. 区有施設や公開空地¹⁸を利用したアートのある空間の創出

《庁内各部》

区が公共施設を建設する際、建築や空間のデザイン性の向上を図り、施設開放だけでなく公開空地・広場・道路などの公共空間を活用して文化芸術活動の場所や発表の機会を提供します。また、東京都のオープンアーティスト事業¹⁹と連携しながら、区有施設や公開空地を利用したアートのある空間の創出を図っていきます。

¹⁸ 公開空地：オープンスペースの一種。建築基準法の総合設計制度で、開発プロジェクトの対象敷地に設けられた空地のうち、一般に開放され自由に通行または利用できる区域。

¹⁹ オープンアーティスト事業：東京都の審査会に合格したアーティストに公共施設などを活動場所として開放し、都民に気軽に芸術に触れる機会を提供することを目的としている。

14. まちかどアートの推進 《区民生活部》

商店街や大学・専門学校の協力・連携で看板・ポスター等を作成し、身近な生活の中にアートを取り入れるほか、企業のロビー、駅連絡通路等のスペースを活用して区民等の作品を展示するなど、まちの様々な場所で文化芸術と触れ合える取組みを推進していきます。

[関連事業]

- ・文化芸術事業の推進

15. 昼休みコンサートの推進 《区民生活部》

区民が身近に文化芸術に触れられる機会づくりとして、公共施設だけでなくオープンスペースの活用を企業に働きかけ、区内の音楽団体等との協力・連携により昼休みコンサートを実施し、より多くの人を楽しめるように開催方法を工夫するなど、充実を図っていきます。

16. ポップカルチャー²⁰による地域の活性化 《区民生活部》

伝統文化・芸術に加え、近年世界的に若者の間で人気の高いアニメ・マンガ等のいわゆるポップカルチャーは日本の文化として位置付けられるようになりました。日本を代表するポップカルチャーの情報発信拠点である秋葉原や、区内に多数立地している出版社等の立地も活かして、ポップカルチャーを活かした地域の活性化を図っていきます。

²⁰ ポップカルチャー：ハイカルチャー（文学、美術など）に対して、一般大衆が広く愛好する文化のこと。マンガ、アニメ、ゲーム、ライトノベル、ポピュラー音楽、テレビ、映画などが含まれるが、特に日本では、若者に人気があるマンガ、アニメ、ゲーム等を指して表現されることが多い。

プロジェクト7 文化芸術イベントタウンの推進

区内に住む人・働く人・学ぶ人など、立場や年齢、国籍などを超えた幅広い人々が参加できる、様々な分野の文化芸術イベントを自由な発想で開催することにより、街のおもしろさ、楽しさを創り出します。

千代田区は、日本の首都東京の中心に位置しており、交通の便もよく、国内外からの人の行き来が活発です。多くの企業や大学等が集積しており、多くの人々の交流が、千代田区の活力の源になっています。また、区内の各地区における各種のイベント等の取り組みも活発です。

千代田区は、民間等や各地区で取り組まれているものを束ねて、千代田区全体を巻き込んだイベントとして展開することにより、区内外の人々の出会いと交流の場を創出します。

主な取組み

17. 民間との連携による国際的文化芸術イベント 《区民生活部》

区内の事業者や団体等と連携を図り、千代田区から世界に発信する文化芸術活動を推進していきます。区内の事業者や団体等区内企業が企画する、我が国を代表するような国際的な文化芸術イベントを実施していきます。

18. 文化芸術の秋フェスティバル 《区民生活部》

9月から11月の3ヶ月間を文化芸術の秋フェスティバルの期間と位置付け、区民の自主グループ、サークル等の活動をしている団体や人々が日頃の活動や個人の余暇活動などで作った作品や練習の成果を発表し、区民相互の親睦と区民文化の興隆を図っていきます。

19. ちよだシーズンコンサート 《区民生活部》

区民がさまざまな文化芸術に触れる機会を提供するために、区内の音楽ホールを会場に、区民の演奏とプロの音楽家とのコラボレーションにより一般の区民の方が楽しめる音楽会を開催します。

プロジェクト8 豊かな文化芸術に触れ・学ぶ機会の充実

区民の誰もが本物で上質な文化芸術に親しむことができるように、文化芸術を鑑賞、体験、発表したり、芸術家と交流したりする環境づくりを進めます。また今後は、民間の文化芸術団体や機関とも連携し、区民の文化芸術に触れ・学べる環境の向上も図っていきます。

主な取組み

20. 文化芸術鑑賞事業 《区民生活部》

区民等が幅広い本格的な芸術に触れられる機会の充実を図っていきます。取組みの一環として、区内のホール・劇場等の割引制度を継続して実施します。

[関連事業]

- ・文化芸術カレンダー
- ・芸術鑑賞割引制度

21. アーティスト・イン・レジデンス²¹ 《区民生活部》

区内外のアーティストに一定期間千代田区内に滞在してもらい、地域住民や小・中学生とのワークショップや共同制作、活動交流などを通じて、区民が芸術に触れる機会を提供します。

²¹ アーティスト・イン・レジデンス：アーティストがある地域に一定期間滞在して創作活動や地域との交流を行うこと。

4 国内外への情報発信と交流

千代田区から、国内外に向けて、伝統文化から現代文化まで、多様な文化芸術について積極的かつ効果的に情報発信するとともに、国内外との文化交流を進めていきます。

プロジェクト9 文化的交流・連携の促進

異文化と接するなど、外部からの刺激が新たな価値創造を誘発します。地域における文化芸術活動の活性化のためには、多様な文化の交流が重要です。

千代田区は政治・経済・文化の中心地であり、国内外から人や情報が集まってきます。その強力な情報発信力を活用し、来街者や国内の他地域、海外との文化的交流・連携に関する鶴取組みを推進していきます。

また、地域の団体や企業、大学等が連携して、これまで個別に行われていた文化芸術に関する事業を横につないだり、共同で事業を実施したりする中で、地域を核としたネットワークを形成し、それぞれの活動の充実を図ります。さらに、このネットワークから国内外に情報発信を図り、ネットワークの拡大を図っていきます。

主な取組み

22. 区内の大学、専修学校・各種学校との連携協力（千代田学）

《区民生活部》

千代田区と連携協力を結んでいる大学、専修・各種学校等が、区の様々な事象を多様な切り口で調査・研究することを「千代田学」と名付け、その定着と発展をめざし、必要となる経費の一部を区が補助することにより、区内大学等と区及び地域の連携を図ります。

23. 地域が主体的に取り組むイベント支援 《区民生活部》

地域コミュニティ活性化事業など、地域が実施するイベントに対し、補助金等により側面から支援します。

24. 国際交流イベント 《政策経営部》

区民だけでなく外国人観光客も参加できるような国際イベントを大使館等と連携しながら実施します。

25. 地方との連携の推進 《区民生活部》

千代田区が持つ集客力や情報発信力を活かして、区内のNPOや商店街、アンテナショップ²²等と連携し、地方の魅力的な生活文化や特産品、伝統工芸品等を国内外に発信していくための仕組みづくりを支援します。

26. 千代田区ミュージアム連絡会²³における交流・連携の推進

《区民生活部》

「千代田区ミュージアム連絡会」として、区内に所在する博物館、美術館などの文化施設と区が連携・協力することにより、区内に集積する文化や芸術等の知的資産をより有効に活用した文化・芸術の振興活動を推進していきます。具体的取組みとして、ウェブサイトでの情報発信やアクティブラーニング²⁴、アウトリーチ²⁵活動などの実施を検討していきます。

²² アンテナショップ：新商品などを実験的に売り出し、消費者の反応から新たなトレンドを探ることを目的とした店舗のこと。

²³ 千代田区ミュージアム連絡会：区内に集積する文化や芸術等の知的資産をより有効に活用し、互いに連携協力して文化・芸術の振興に資することを目的として、区内の博物館・美術館等17館の参加を得て、平成17年11月に設立。現在の参加は、25館。

²⁴ アクティブラーニング：講義型ではなく、参加型の授業のこと。「能動的学習」ともいう。

²⁵ アウトリーチ：公的機関、公共的文化施設などが行う、地域への出張サービス。

プロジェクト10 ちよだの魅力発信 **重点プロジェクト**

千代田区のまちや文化芸術の魅力を再確認し、より効果的な方法で、国内外に向けて情報を発信していきます。ツイッターやフェイスブック等のSNS²⁶（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、ウェブサイトやスマートフォン等の新しい情報環境に対応し、グローバルなネットワークを有する情報通信サービスの民間企業も活用しながら、利用者の利用ニーズに対応した情報発信を進めていきます。

また、千代田区の文化資産の情報発信の一環として、千代田区の文化資産を活用したMICE²⁷の誘致に向けたPR活動を推進します。

主な取組み

27. 文化資源の見える化の推進 《区民生活部》

標柱・説明版等の文化財標識類やガイドマップについて、デザインや表記に統一性を持たせるとともに、多言語対応を図り、ICT技術の活用により千代田区の豊かな文化資源をわかりやすいものに更新していきます。

28. 伝統文化の発信 《区民生活部》

国立劇場や伝統芸能情報館等の伝統文化に関わる劇場等や人間国宝（重要無形文化財保持者）と連携して、日本の伝統芸能の情報発信を進めます。

合わせて、日本の住まいや建物、日用品に広く取り入れられている和紙のある生活や工芸に関わる日本の伝統文化について、千代田区から情報発信し、広く日本の伝統文化の魅力をアピールします。

²⁶ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）：人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のWebサイト。

²⁷ MICE：Meeting（会議・研修・セミナー）、Incentive tour（報奨・招待旅行）、ConventionまたはConference（大会・学会・国際会議）、Exhibition（展示会）の頭文字をとった造語で、ビジネストラベルの一形態を指す。

29. 外国人等の観光客への情報発信の充実 《区民生活部》

外国人等の観光客に向けて、ガイドマップ・ホームページ等の充実、多言語表記やICT技術の活用などにより、地域の観光資源等の情報を効果的に発信します。また、ムスリム²⁸対応などの情報提供に配慮します。

30. シティプロモーション²⁹の推進 《区民生活部》

千代田区の魅力を区民とともに、あらためて調査発掘し、創造し、磨き上げ、効果的に発信していくシティプロモーション手法を検討し、公募により魅力・方策を決定・推進します。また、その推進にあたっては、継続的な見直しを行いつつ進めていきます。

31. MICEの誘致に向けたユニークベニュー³⁰の利用促進 PR 《区民生活部》

美術館や博物館、歴史的建造物などの区内の魅力的な空間や建物を、国内外の会議やレセプションの会場として活用していくため、PR活動などを推進します。

²⁸ ムスリム：イスラム教徒を意味するアラビア語。

²⁹ シティプロモーション：そこに住む地域住民の愛着度の形成、地域の売り込みや自治体名の知名度の向上に向けた活動。

³⁰ ユニークベニュー：美術館や博物館、歴史的建造物などで、会議やレセプションを開くことで特別感や地域の特性を演出できる会場。

育てる

～文化芸術の担い手を育成、支援する～

将来の文化芸術を担う子どもたちを育てるとともに、文化芸術を鑑賞し、楽しむ人々の裾野を広げることにより、幅広い文化芸術の担い手を育成します。

また、地域ぐるみで担い手の育成に取り組むよう、地域の活力の向上を図ります。

5 次世代を担う子ども・若者の創造力育成

千代田区に豊富にある文化施設等を活用して、上質の芸術作品に触れたり、プロのアーティストと交流したりする機会を増やし、子どもを情操豊かに育てられるまちを実現します。また、芸術を見る人、聴く人への支援を拡充し、日常的に文化芸術に触れられるきっかけを作り、次代の文化芸術の担い手や鑑賞者を育成します。

プロジェクト11 文化・芸術の体験・学習機会の充実

千代田区に住むすべての子どもが、多彩で優れた文化芸術を鑑賞・体験し、伝統文化や文化財に親しみ、豊かな感性や創造性を育む機会を充実させます。また、学校教育の中では、プロのアーティストとの交流、美術館・博物館での鑑賞、古典芸能の実演・指導など、上質の芸術に直に触れる機会を取り入れていきます。

主な取組み

32. アーティスト・イン・スクール 《子ども・教育部》

プロのアーティストを学校に派遣し、未来の文化芸術の担い手である子どもたちの育成のために、上質の芸術に触れる機会を提供します。また、アーティストとの直接の活動体験を通して、子どもたちに感動を伝えます。

33. 伝統文化を理解する教育 《子ども・教育部》

区内にある文化施設と連携を図り、様々な分野に文化芸術の入門セミナーやワークショップ等を盛り込んだ鑑賞プログラムを実施します。また、学校での和楽器等の古典芸能の鑑賞や実演指導、宮内庁式部職楽部における雅楽教室や地域に伝わる和太鼓や和楽器を学ぶ取組みなど、日本の伝統文化に触れる機会を作り、子どもたちの豊かな感性を育みます。

プロジェクト12 豊かな感性・創造力の涵養

論理的思考力、表現力、想像力や人とのコミュニケーション力などを育てるため、国語に対する理解を深めていくことが重要です。また、江戸時代に形成された他人を思いやる日常生活のマナーを学ぶことにより、人への思いやりの気持ちを醸成します。このような感性・創造力を活用した人への思いやりの気持ちを持ち、広くは世界の平和・人権・環境等への関心を高め、豊かな国際人に育てていくことを支援します。

主な取組み

34. 国語教育・読書活動の推進 《子ども・教育部》

国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実を図ります。

また、読書活動の推進の一環として、未就学児の保護者を対象とした読み聞かせの講座から中・高生を対象とした読書に関するワークショップ開催まで、子どもの成長過程に応じた取組みを実施します。

35. 子どもの環境教育の推進 《環境安全部》

区内小学生を対象とした環境ポスターの募集や、小中学生の夏休みの自由研究に向けて環境問題に関するテーマの提供を行い、啓発活動を推進し、環境を守る大切な心を育てます。

6 新たな文化芸術を創出する人材の発掘と育成

プロジェクト 13 文化・芸術を創出する人材の発掘と育成

若い芸術家や文化に関わる人材など、未来の文化芸術を担う人材の育成を図っていきます。文化芸術に関わる活動の場の整備や、育成プログラムの実施、才能ある人材の発掘と発表の場の提供など、文化芸術の創出を担う人材の活動と育成を多様な面から支援していきます。

また、千代田区の文化芸術の拠点施設であるちよだアートスクエア（アーツ千代田 3331）等を活用して、芸術家や芸術を学ぶ学生などの創作者と、地域の人々が文化芸術を通じて交流できる機会づくりを進め、地域に根ざした、区民の自主的で独創的な文化芸術活動を推進します。

主な取組み

36. ちよだアートスクエア事業（再掲） 《区民生活部》

様々な分野のアートの展覧会やイベント等を開催し、区民が文化芸術に触れる機会を提供すると共に、区民や地域との交流を深め、活動・発表の場を提供する文化芸術の拠点としての役割を充実していきます。また、様々な文化芸術を国内外に広く情報発信し、芸術活動の担い手を育成する活動も推進していきます。

[関連事業]

- ・アーティスト育成・支援事業
- ・アート教育普及活動事業

37. 障害者アート支援事業 《区民生活部》

創作活動の発表の場として障害を持つ人の作品を公共施設等で展示します。また、障害を持つ人持たない人が共に文化芸術に親しめる講座やワークショップを、パラリンピックの開催に合わせて更に拡充していきます。

38. ちよだ文学賞 《区民生活部》

千代田区の持つ文化的・歴史的な魅力をアピールするとともに、文学の担い手として新たな才能を発掘することや、多くの人に文学・活字の大切さを改めて考えるきっかけづくりとなることを目的に、区内出版社や古書店街、大学等との協働で、千代田区ならではのちよだ文学賞の選考・表彰を行います。一般を対象とした「千代田文学賞」と本人が区在住・在学、在勤する家族・知人である小中学生を対象とした「ちよだジュニア文学賞」について、全国規模で作品を募集し、文学の新たな担い手の育成を図るとともに、新しい千代田の文化芸術をアピールします。

7 文化芸術を支える人材の育成

プロジェクト14 文化芸術を支える人材の育成 **重点プロジェクト**

文化芸術を誰もが身近に触れ、体験できるための環境を構築するためには、芸術家等の創り手や作品と受け手である鑑賞者とをつなぐ人材や、文化施設の運営者、文化芸術に関する事業を企画する人材等、文化芸術活動を支える多様な人材が必要です。文化芸術活動を支えるボランティア等、千代田区における文化芸術活動に積極的に参加する人材の育成やその活動環境の整備を推進します。

主な取組み

39. (仮称)生涯学習大学 《区民生活部》

(仮称)生涯学習大学において、文化芸術を学ぶ講座を開催するとともに、文化芸術活動や地域交流の活動を支える人材の養成を図ります。また、文化芸術に関わる活動にコーディネーターやボランティアとして派遣する仕組みづくりを行っていきます。

40. ボランティアの養成 《政策経営部、区民生活部、保健福祉部》

千代田区の文化・歴史・芸術に触れることを求め、国内外から集まる人々へ対応するため、さまざまな分野で、ボランティアを養成していきます。

文化や観光の分野では、文化観光ボランティアや地域活性化ボランティアを養成するとともに、民間の観光ボランティア団体と連携を図り、来街者の受入環境の充実を図っていきます。

国際交流や国際協力の分野では、国際交流・協力ボランティアを対象に、千代田区の歴史・文化、魅力について学ぶ講座を実施したり、外国語による案内体制を構築します。

高齢者や障害者をサポートするおもてなしの心と介助技術を学ぶため、サービス介助士の資格取得の助成や資格取得後の活動を支援し、おもてなしボランティアを養成します。

[関連事業]

- ・ ボランティアによる外国人来訪者のガイド
- ・ (仮称) 地域ボランティア養成講座
- ・ 観光ボランティア団体との連携
- ・ 文化観光ガイドボランティアの養成
- ・ おもてなしボランティア養成

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 推進する上での役割分担

千代田区のさらなる文化芸術の振興に向けて、様々な主体が担う役割を明確にし、総合的に連携・協働を進めます。

①区民の役割

区に住み、働き、学び、集うすべての人々を区民として捉えます。

区民は、自らが文化芸術の担い手となり、一人ひとりが主役として、文化芸術を享受し、創造することにより、生きがいに満ちた豊かで潤いのある暮らしの実現を目指します。

また、区民は、相互に理解し合い、尊重し合うことで、区民一人ひとりの自主的かつ創造的な活動の輪をつなげ、共鳴させることにより、一層充実した文化芸術活動に発展させることを目指します。

②民間団体等の役割

企業、学校、民間非営利団体（NPO）及び地域団体等の民間団体等は、区の地域社会の一員として自主的に文化芸術活動を展開するとともに、区民の文化芸術活動の支援に努めます。

また、団体間の横の連携を図り、その活動の一層の振興を目指します。

③区の役割

区は、文化芸術の担い手が区民であることを踏まえ、区民の自主的な文化芸術活動を基本としてその振興に努めます。区民の誰もが文化芸術に親しみ、感動の機会に触れることができる環境を整備するとともに、区民の自主的かつ創造的な文化芸術活動を一層活気あふれるものにしていくように、その活動を側面的に支援します。

区民に対して文化芸術に関する各種の情報や活動の場を提供するとともに、教育や生涯学習の中で区民が文化芸術に接する機会を拡充することなどにより、区民の自主的な文化芸術活動の気運を醸成します。さらに、区内外のア

ーティスト等の専門家の参画を積極的に進めることにより、多彩な文化芸術活動の展開を図ります。

こうした振興施策を推進するにあたっては、企業メセナ活動等の民間の支援活動やボランティア活動との連携を深めます。区民の文化芸術活動を支援するサポーターの輪を広げることにより、区全体の活動として活性化させることを目指します。

また、文化芸術は区民の生活に密着し、さまざまな分野に関わることから、区の各部署の連携を密にし、横断的・総合的に文化芸術振興施策を推進します。

(2) 庁内の推進体制

第三次プランで位置付けている事業は、千代田区の多様な所管部署と連携のもとに実施していくため、事業推進に当たっては庁内の連携体制の強化に努めます。関係所管や新たなに設置された「2020年東京オリンピック・パラリンピック対策本部」等との連携を図っていきます。

また、文化芸術施策の推進に関して、これまでも大きな役割を担ってきた一般社団法人千代田区観光協会や公益財団法人まちみらい千代田、区の文化芸術施設を運営する指定管理者、今回開設される(仮称)生涯学習大学とも、強固な連携を図りつつ事業を推進していきます。

(3) 国、東京都及び他の自治体との連携

千代田区の区域を超えた広域的な取り組みや先端的・専門的な文化芸術分野の取り組みなどについては、国、都及び他の自治体と密接に連携し、各種施策の積極的な活用を図ります。特に、国際的な芸術文化活動の振興や文化交流、大規模なイベント開催等については、国及び都における施策を活用しつつ、他の自治体の施策とも連携し、区はそれらをリードしたり補完したりする役割を果たします。また、文化財保護や文化施設の整備・運営等については、国、都、他の自治体及び区がそれぞれの役割を分担し連携しながら推進します。子どもの教育や区民の鑑賞・活動機会の拡充、芸術家の支援など文化芸術における担い手の育成等については、国、都及び他の自治体の施策の方向性と足並みを揃えつつ、千代田区の地域性を踏まえた施策の展開を図ります。

2. 計画の進行管理

(1) (仮称)千代田区文化芸術プラン事業推進委員会の設置

計画の効果的な推進を図るため、(仮称)千代田区文化芸術プラン事業推進委員会を設置します。当委員会は、第三次プランの方針に基づいた各年度の事業の実施・進捗状況の把握・点検を行い、計画の推進に対して助言を行います。

当委員会では、主要な事業の現場視察会を開催し、委員が実際に見て体験することを通じて、より具体的に事業の実施状況の把握に努めます。

5年後には、計画期間を通じた取り組み状況の把握や課題の検討を行い、計画全体の見直しを行います。

資料編

1. 千代田区文化芸術プラン（第三次）検討会議 委員名簿

(敬称略)

No	分野	所属	氏名
1	学識経験者	明治大学政治経済学部教授	星野 泉（座長）
2	教 育	番町小学校愛育会会長	太田 雅之
3		千代田区青少年委員会会長	谷 真理子
4		千代田専修各種学校協会 （御茶の水美術専門学校）	中野 めぐみ
5		連携大学（東京家政学院大学副学長）	上村 協子（副座長）
6		町 会	和泉橋地区連合協議会婦人部 （岩本町東神田町会連合会婦人部長）
7	文 化	千代田区文化財保護審議会委員 （日本女子大学文学部教授）	吉良 芳恵
8		千代田区ミュージアム連絡会（出光美術館）	福岡 千鶴子
9		区立図書館（日比谷図書文化館）	大谷 亮
10		千代田区文化芸術の秋フェスティバル実行委員	安田 郁子
11	まちづくり	千代田区景観まちづくり審議会委員	松谷 優子
12	観 光	千代田区観光協会	本郷 寛和
13	企 業	東京商工会議所千代田支部	小野田 賀人
14	労 働	連合東京千代田地区協議会	山本 康平
15	区	区民生活部長	立川 資久
16		政策経営部企画調整課長	古田 毅
17		まちづくり推進部景観・都市計画課長	小川 東
18		子ども・教育部子ども総務課長	村木 久人

2. 千代田区文化芸術プラン(第三次)策定経過

月	検討会議	庁内関係部課
		◆全庁調査 ・現行(第二次)プランの進捗状況、成果について
6月	第1回検討会議(6月18日) ・座長、副座長選出 ・文化芸術プラン(第二次)施策進捗状況、現行プランの評価 ・プラン改定の考え方	
7月	施設見学会(第二次重点事業) 場所: 日比谷図書文化館・アーツ千代田 3331 日程: 7月10日、14日、17日18日	全庁調査(7月下旬~8月上旬) ・第三次への事業実施計画について
8月	◆委員アンケート(7月下旬~8月上旬) ・文化芸術振興に関わる活動・取組における課題について	
9月	第2回検討会議(9月22日) ・庁内(全庁)調査結果、第三次構成案(プロジェクト)について	
10月	◆委員アンケート(9月下旬~11月上旬) ・第三次施策体系、重点目標、主要事業について	
11月	第3回検討会議(11月7日) ・庁内(全庁)調査結果、第三次構成案(主要事業)について	
12月		12月24日 首脳会議へ検討状況報告 ◆庁内(担当所管)調査実施(12月上旬) ・第三次の事業名称、概要、計画期間等の確認 ◆庁内(全庁)調査実施(12月下旬~1月上旬) ・第三次素案についての意見集約
1月	◆委員アンケート(1月下旬~2月上旬) ・第三次素案についての意見集約	1月13日 区議会(生活福祉委員会)へ検討状況報告
2月		区民からの意見募集 募集期間: 2月5日~19日 募集手段: 広報2月5日号・ホームページ
3月	第4回検討会議(3月19日) ・	

3. 千代田区文化芸術基本条例

平成 16 年 3 月 17 日条例第 1 号

前文

私たちのまち千代田区には、江戸時代からの成熟した文化を基礎に、特色ある文化芸術が継承され、多数の有形無形の文化財や歴史的な建物、街並み・景観、史跡が存在している。また、地域には互いに支え合い尊重し合う人々の知恵が蓄積され、祭りなどの行事が世代を超えて生活に根付いているとともに、特色ある商店街や住宅地、桜の景勝地など、千代田区独自の地域文化が形成されている。

さらに、長く日本の政治・経済・文化の中心としての役割を果たしている千代田区では、国内外との人の行き来が活発で、多くの企業や文化芸術施設、教育機関など、多彩な人的・物的資源が集積した都心特有の文化が形成されている。

こうした千代田区の歴史や文化が私たちに教えているのは、互いを思いやり、心豊かで安全に生活できるまちのすばらしさである。優れた文化芸術は、人々に感動を与え、心を揺り動かし、豊かな感性の醸成につながる。私たちはこれまでの千代田区に息づく伝統を大切に保存し、伝え、新しい文化芸術を創り出し、そして、それらの文化芸術の担い手を育てていかなければならない。

私たちは、「教育と文化のまち千代田区宣言」をさらに発展させ、文化芸術を通じて、誰もが自らの暮らしの主人公として豊かな生活を実現し、楽しさや優しさの溢れる美しい千代田区を創るためにこの条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、文化芸術振興基本法（平成 13 年法律第 148 号）に基づき、千代田区（以下「区」という。）における文化芸術の振興についての基本理念を定め、区及び区民等の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術を通じて豊かな区の未来を拓くことを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 文化芸術の振興に当たっては、すべての人々の文化芸術を創造し、享受する権利を尊重するとともに、美しさを追求し、自立・自己責任、他者への気遣いやマナーを大切に文化を今に生かし、品格ある質の高い文化的・芸術的生活を日常的に送ることのできるまちの実現を図るものとする。

2 文化芸術の振興に当たっては、区民（区に住み、働き、学び、集うすべての人々をいう。以下同じ。）一人ひとりの自主的かつ創造的な活動の輪がつながり、文化芸術のエネルギーを次々と生み出す、文化的・芸術的な香りの溢れるまちの実現を図るものとする。

（区の責務）

第3条 区は、前条の基本理念にのっとり、区特有の地域性や豊富な文化芸術資源を生かし、区
の特性に応じた文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

2 区は、文化芸術振興施策の実施に当たっては、文化芸術の担い手が区民であることを踏まえ、
区民の文化芸術活動が自主的かつ創造的に行われるよう配慮するとともに、区民との連携及び
協力を努めなければならない。

3 区は、区が実施する施策に、文化芸術の振興を図る視点を取り入れるよう努めなければなら
ない。

（区民の責務）

第4条 区民は、自らが文化芸術の担い手であることを自覚し、その活力と創意を生かして、自
主的かつ創造的な活動の推進に努めるとともに、相互に理解し合い、尊重し合わなければなら
ない。

（民間団体等の責務）

第5条 企業、学校、民間非営利団体（NPO）、地域団体等（以下「民間団体等」という。）は、
区の地域社会の一員として自主的に文化芸術活動を展開するとともに、区民の文化芸術活動の
支援に努めなければならない。

（文化芸術振興のための計画）

第6条 区長は、文化芸術振興のための施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定し
なければならない。

2 区長は、前項の計画を策定するときは、あらかじめ区民の意見を反映させるため、適切な措
置を講じなければならない。

（重点目標）

第7条 区は、次の各号に掲げる事項を重点目標とし、その達成のために必要な施策を立案し、
実施する。

（1）保存し伝える 区に集積するさまざまな伝統文化や芸術・芸能、街の歴史を将来にわたっ
て保存し、次代に伝えていくことによって、誇りと愛着を持てる区の継承を図る。

（2）創る 地域ごとの個性を生かし、人々の交流を活発にすることによって地域における文
化芸術活動の展開を促進するとともに、国内外の文化芸術を取り入れ吸収し、全国及び世界に
向けて発信する新たな区の文化芸術を創造する。また、品格ある文化を発展させていく視点で、
誰にでも優しく美しいまちの創出を図る。

（3）育てる 将来の文化芸術を担う子どもたちを育てるとともに、文化芸術を鑑賞し、楽しむ
人々の裾野を広げることにより、幅広い文化芸術の担い手を育成する。また、地域ぐるみで
担い手の育成に取り組むよう、地域の活力の向上を図る。

（顕彰）

第8条 区は、優れた文化芸術活動に対し、顕彰を行うことができる。

2 前項の顕彰の方法については、区長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

千代田区文化芸術プラン（第三次）

平成27年＊月発行

編集・発行：千代田区 区民生活部 文化スポーツ課

住所 〒102-8688 東京都千代田区九段南1-2-1

電話 03(5211)3628

